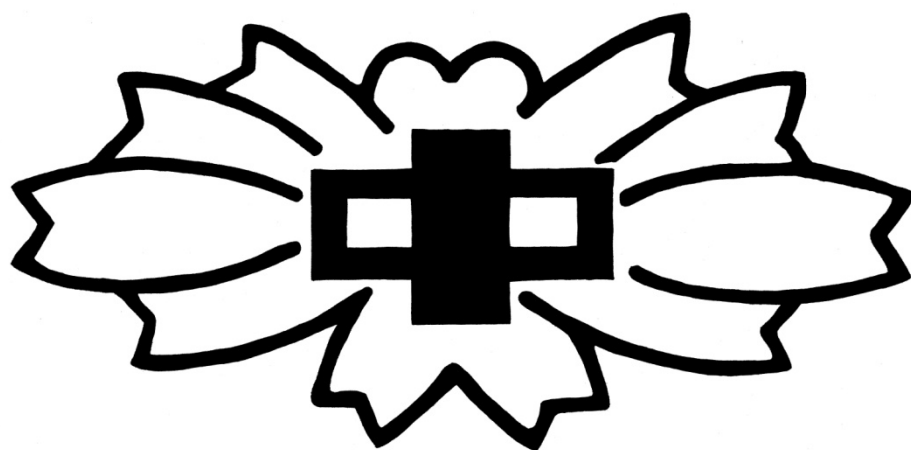


令和2年度

横浜市立根岸中学校

教育課程説明会資料



横浜市立根岸中学校保護者のみなさまへ
4月24日（金）に開催を予定していた標記の説明会の資料です。
ご一読いただきますようお願いします。

目 次

1	学校経営方針	1
2	根岸中学校「いじめ防止基本方針」	2
3	週時程・日課表	8
4	(年間行事予定は後日)	
5	三者面談・進路面談・教科相談	9
6	連絡資料と連絡票	10
7	教科目標・評価資料収集計画	
	国語	12
	社会	13
	数学	14
	理科	15
	音楽	16
	美術	17
	保健体育	18
	技術・家庭	19
	英語	20
8	個別支援学級(5・6・7組)学級経営方針	21

令和二年度 根岸中学校 学校経営方針

令和2年4月23日

校長 山岸 和美

学校経営基本方針

生徒一人ひとりが自らの可能性を信じ、たえず成長していこうとする
教育活動の確実な実施

学校教育目標

- 【知】 自ら進んで学び、粘り強く課題を解決する生徒
- 【徳】 自他の生命を尊重し、やさしい心と感謝の気持ちで他者に接する生徒
- 【体】 基本的な生活習慣を身につけ、健康・体力づくりに励む生徒
- 【公】 地域とのかかわりを大切に、進んで行動する生徒
- 【開】 様々な人々と関わり、社会の発展に貢献する生徒

折れないしなやかな心で、困難を克服するために、粘り強く諦めない気持ちを育て、
心身共にたくましく生きる力をつけるために

【生きて働く】
確かな学力の育成

【学んだことを生かす】
学びに向かう力の育成

豊かな人間関係の構築

- 「個に応じた指導法」(少人数・TT)の実施
【1年(TT、少人数):数学、英語】 【2年(TT):英語】 【3年(少):数学】
- 「校内授業研」や「小中ブロック内授業研」を中心に、積極的に授業公開を行い、「わかる授業」「考える授業」を実践
- 学力・学習状況調査の分析結果に基づき、指導方法や評価方法について検討
- 学習相談等、授業以外での学習支援の充実
(放課後・長期休業・定期試験前)(スケジュールの立案、自己管理)
- 不登校生徒、配慮を必要とする生徒への支援体制の確立
個別の教育支援計画・指導計画の活用
- 問題解決学習、体験活動の重視
(総合的な学習の時間・道徳科の充実)
- 小学校と連携したキャリア教育の充実(キャリア・パスポートの活用)
- 学習評価の充実(各教科等の評価計画、評価方法の見直し)

- 温かな集団の醸成
→リーダーの育成
→主体的な生徒活動の活性化
- 教育活動全体で行う道徳教育
→ローテーション授業の実施
→教科横断的な道徳の授業実践
- 魅力ある学校行事の実施
→主体的な活動の実践
- 特別支援教育の充実
→特別支援教室・国際教室の運営
- 人権教育の充実
→YPを活用した「心の教育」推進
- いじめの未然防止に向けた取組
→いじめ防止対策委員会の開催
- しなやかな心とたくましい身体づくり
→食育の充実(ハマ弁の活用)

- 学級経営、学年経営の組織的な点検と改善・充実
- 公開授業、保護者会、面談等の充実
- 地域人材・学習ボランティアの積極的導入
- 学校HP等を活用した情報の発信および学校運営協議会等からの意見聴取
- 小中一貫教育ブロック内の学校評価(相互評価)の充実
- ICTの活用(iPAD等を活用した授業実践)

本校の伝統や継続すべき事業

- 地域行事への参加促進(健民祭・地域防災拠点訓練・夏季地域行事等)
- 防災教育の充実(防災学習・避難訓練等)
- 学校教育全体で取り組む道徳教育

教職員と組織の在り方

- 子どもに寄り添い、自らも絶えず研鑽を重ね、子どもの力を伸ばす教育の推進
- 校務分掌の合理化、会議の精選、研究・研修活動の一層の活性化
- 働き方改革の実践(部活動休養日・定時退庁日等の実施)

横浜市立根岸中学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月1日 策定 令和2年4月20日 改訂

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

「いじめ防止対策推進法」をもとに策定された「横浜市いじめ防止基本方針」を受け、根岸中学校においては、学校全体でいじめの防止及び発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

また、「いじめ」は絶対に許されない行為であるとともに、違法行為であるという認識のもとに本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所、警察署等の関係機関との連携強化に努める。いじめの原因が小学校時代に及ぶケースも考えられることより、小学校との連携強化が重要である。

以上のことから根岸中学校としての「いじめ防止基本方針」を策定する。なお、この「いじめ防止基本方針」は根岸小学校・根岸中学校の合同学校運営協議会で承認を得る。

(1) いじめの定義

法で定められた定義であり、国と同一の定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）とする。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

(2) いじめ防止等についての基本理念

横浜市いじめ防止基本方針の中の「いじめの防止等の対策に関する基本理念」では次のように示されている。

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人のかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を見出す。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

本校においても同様の考え方からいじめを防止するための基本的な方向性を次の通り示す。

- ア すべての教育活動を通して「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを目指す。
- イ 子どもが主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育むため、生徒会活動等を中心にいじめを防止する取組を継続して行う。
- ウ いじめはどの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、根岸小学校、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。そのために日ごろからの関係づくりを大切にする。
- エ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜く認識のもとに、いじめの把握に努めるとともに、学校として組織的に取り組む。
- オ 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、生徒一人ひとりの状況把握に努め、常に生徒に寄り添う姿勢をもつ。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

本校では、いじめの未然防止ならびにいじめ問題や生徒指導上の課題に対応するために「学校いじめ防止対策委員会」を組織する。

(1) 委員会の構成員

- ア 校長を委員長、副校長を副委員長とし、生徒指導部長、教務主任、学年主任、生徒指導専任、養護教諭を基本とし、その他いじめを受けていると思われる生徒、いじめを行っていると思われる生徒に関係する教職員で構成する。
- イ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長、学校運営協議会委員等も必要に応じて委員会に加え意見や助言を求めることができる。

(2) 委員会の運営

- ア 定例会 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的に開催する。
- イ 臨時会 いじめの疑いがある場合や、いじめに繋がる生徒指導上の課題が発生した場合は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

(3) 委員会の活動内容

- ア いじめの未然防止
 - いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
 - ・ 生徒の居場所づくり、自己有用感の育成、コミュニケーション力の育成
 - ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知
(学校便り、ホームページ等)
- イ いじめの早期発見・事案対処
 - ・ いじめの相談・通報の窓口（生徒指導専任・養護教諭）の設置及び周知
 - ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・ いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケートの実施・分析
 - ・ 調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
 - ・ 生徒理解、生徒指導に関する教職員の資質の向上（カウンセリング研修の実施）
 - ・ いじめを受けた生徒に対する継続的支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
- ウ 取組の実施と検証、修正
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
 - ・ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、すべての教育活動を通じて、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育むように努める。また、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行うとともに、生徒会活動等を通して生徒自らがいじめを自分ごととしてとらえることができるよう指導する。なお、豊かな人権感覚を身に着けるため、教職員の人材育成にも尽力する。

(1) いじめの未然防止

- ア 生徒の道徳性を養い、豊かな人間関係を構築する力の育成に取り組むことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ いじめ問題に関わる人権教育及び道徳科授業の実施
 - ・ 校外活動、宿泊行事等を通して仲間づくりの指導（5～6月実施）
 - ・ いじめ解決一斉キャンペーンの実施（「いじめ防止啓発月間」12月）
- イ 生徒会を中心に取り組む「あいさつ運動」等のいじめの防止につながる活動の支援、生徒・保護者や教職員対象の、いじめの未然防止の重要性に関する学習会・研修会の実施
- ・ 「あいさつ運動」等を中心とした生徒会活動の支援（生徒会通年活動）
 - ・ 生徒対象のネットマナー等に関する出前授業
 - ・ 教職員向け手引き等を活用した教職員研修の実施
- ウ 「学校いじめ防止対策委員会」の活動の周知
- ・ いじめ防止基本方針の生徒版、保護者・地域版の配布
 - ・ 学校日より、学校ホームページ等による広報活動

(2) いじめの早期発見

- ア いじめは人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、生徒の些細な兆候であっても、早い段階からの確かな関わりを持ち、いじめを認知することに努める。そのために、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化やSOSを見逃がさないようアンテナを高く保つ。
- ・ 校内において生徒の見守り体制の実施（朝、休み時間、放課後等）～寄り添うことを目的に～
 - ・ 生徒対象に定期的な学校生活アンケート調査の実施
 - ・ 保護者アンケート調査の実施
 - ・ 教職員間による生徒の情報の共有化（常時）
- イ 生徒・保護者と教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 定期的な教育相談（4月、8月）
 - ・ 相談窓口の設置
 - ・ スクールカウンセラー、いじめ110番電話相談、磯子区教育相談等との連携
- ウ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応に努める。また、生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。
- ・ 生徒や保護者を対象にインターネットを通じて行われるいじめの防止のための啓発のための資料等を配布や学習会の実施（防犯教室、学家地連事業等）

(3) いじめに対する措置

- ア 教職員は、いじめの兆候や懸念、訴えがあった場合は、特定の教職員で抱え込まず直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を中核に速やかに対応する。
- ・ 学校長に速やかな連絡・報告
 - ・ いじめ防止対策委員会の招集と速やかな対応
 - ・ 事実確認、記録・情報の共有化
 - ・ 教育委員会事務局への報告（南部学校教育事務所担当指導主事等）
- イ いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ・ いじめを受けた生徒の安心・安全への配慮
 - ・ いじめを受けた生徒からの聞き取り

- ・ 保護者への連絡（協力）
- ・ スクールカウンセラーとの連携
- ウ いじめを行った生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
 - ・ いじめを行った生徒からの聞き取り
 - ・ いじめを受けた生徒に配慮した対応
 - ・ 保護者への連絡（協力）
 - ・ スクールカウンセラーとの連携
 - ・ 場合によって小学校から小学校時代の様子の確認
- エ いじめを行った生徒の保護者、いじめを受けた生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る情報を共有する。
 - ・ 学校は中立的立場を崩さず、必要に応じて教育委員会等からの指導・助言を求める
 - ・ 関係保護者と事案に関する事実の共有
 - ・ 関係修復のための適切な対応の協力依頼
- オ 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたる場合や、いじめを受けた生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報していじめを受けた生徒を守る措置を行う。その際は、学校では適切な指導・支援を行い、いじめを受けた生徒・保護者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。
 - ・ スクールサポーターとの連携
 - ・ 所轄警察署との情報連携は生徒指導専任が対応する。
 - ・ 状況に応じて相互連携制度より連絡票を提出し、いじめを行った生徒への指導を依頼することも考慮する。
 - ・ 教育委員会事務局人権教育・児童生徒課と連携
- カ その他、関係機関との連携
 - ・ 児童相談所
 - ・ 区役所（子ども家庭支援課）
 - ・ 青少年指導員等

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること
- 当該生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの解消に至るための取組として以下を行う。

- ・ いじめを受けた生徒及び保護者から心情を聞く（寄り添う気持ちを大切に）
- ・ 複数の教職員の目による状態チェック、報告及び情報交換の実施
- ・ 生徒が気軽に相談できる機会の設定や窓口づくり
- ・ いじめを行った生徒及び保護者への指導や支援
- ・ いじめを絶対許さない学校風土づくり

(5) 特に配慮が必要な生徒

いじめはどの子どもにも起こり得る可能性があり、次の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒に対し、適切な支援、保護者の連携、周囲の生徒への指導を組織的に行う。

- ア 発達障害を含む、障害のある生徒
- イ 海外から帰国した生徒や外国籍の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒
- ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- エ 東日本大震災等により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒
- オ その他、特に配慮を必要とする生徒

(6) 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や、「根岸中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

- ・ 小学校と連携
- ・ 学校運営協議会への報告
- ・ 学校運営協議会へいじめ防止対策委員会への参加協力の依頼
- ・ 「根岸中学校区学校・家庭・地域連携事業」におけるいじめ防止に向けた事業等

(7) 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	<ul style="list-style-type: none">・ 生徒の情報共有（小学校からの引継ぎ等）・ 年間計画と重点指導内容等の発信・ 学校いじめ防止基本方針の確認・ 教育相談の実施（全生徒）	<ul style="list-style-type: none">・ 生徒理解研修・ 教育課程説明会 保護者懇談会等 学校だより等 (基本方針等の説明)
5月	<ul style="list-style-type: none">・ 中学校ブロック研究会①（入学後の生徒の情報共有）・ 特別支援教室開始	<ul style="list-style-type: none">・ PTA総会 (基本方針等の説明)
6月	<ul style="list-style-type: none">・ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成と検討	<ul style="list-style-type: none">・ 学校運営協議会 (研修会の実施)
7月	<ul style="list-style-type: none">・ 学校生活アンケートの実施・ 横浜子ども会議（中学校ブロック）・ 3者面談の実施・ 第2回生徒理解研修の実施（アンケート結果の共有等）	<ul style="list-style-type: none">・ 個人面談・ 地区懇談会
8月	<ul style="list-style-type: none">・ 教育相談の実施（全生徒）・ 特別支援教育研修・ 横浜子ども会議（各区開催）・ 中学校ブロック研究会②（現状の報告等）	
9月		
10月		
11月	<ul style="list-style-type: none">・ 学校評価アンケート実施	<ul style="list-style-type: none">・ 学校運営協議会
12月	<ul style="list-style-type: none">・ 人権週間・ いじめ防止月間の取組み・ いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・面談）	<ul style="list-style-type: none">・ 個人面談

1月	・いじめ防止基本方針の評価・分析・見直し	
2月	・小中高校生サミット ・小学校との情報交換	・新入生説明会
3月	・年間の振り返り ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の評価 ・第3回生徒理解研修の実施（新年度への引継ぎ等） ・3者面談の実施	・学校運営協議会
年間	・いじめ防止対策委員会 【定例会】月1回 【臨時会】随時	

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態の定義

「横浜市いじめ防止基本方針」で示されているように対応する。

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

イ いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

ウ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の判断

重大事態に該当するか否かの判断は、学校、学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課に報告し判断を仰ぎ、いずれかが重大事態を探知したら、速やかに対処方針を共有する。

(3) 重大事態の報告

重大事態に該当すると判断した場合、学校は直ちに教育委員会に報告し、報告を受けた教育委員会は、市長へ報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。

週時程および日課表

1 週時程 【AB】週(1年に音・美コマあり)と【C】週(全学年に総合2時間)

【AB】	月	火	水	木	金
1校時	道	6	12	17	22
2校時	1	7	13	18	23
3校時	2	8	14	19	24
4校時	3	9	15	20	25
5校時	4	10	16	21	26
6校時	5	11	*	学	総

【C】	月	火	水	木	金
1校時	道	6	11	16	21
2校時	1	7	12	17	22
3校時	2	8	13	18	23
4校時	3	9	14	19	24
5校時	4	10	15	20	25
6校時	5	総	*	学	総

総合的な学習の時間については、時間割の他に学習内容によって、まとめて行うものがあります。
また、「ネグシタイム」として、25分間の帯(おび)どりをすることもあります。

2 時間割の運用(予定)

	1学期				2学期					3学期		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【AB】	○	○	○	○				○	○	○	○	○
【C】					○	○	○					

3 日課表

	50分 6校時	50分 5校時	50分 ネグシタイムあり	定期テスト
朝練	7:00~ 8:15	7:00~ 8:15	7:00~ 8:15	なし
朝の打ち合わせ	8:15~ 8:30	8:15~ 8:30	8:15~ 8:30	8:15~ 8:30
予鈴	8:25	8:25	8:25	8:25
出席確認	8:30	8:30	8:30	8:30
朝の学活	8:30~ 8:35	8:30~ 8:35	8:30~ 8:35	8:30~ 8:35
朝読書	8:35~ 8:45	8:35~ 8:45	8:35~ 8:45	なし
1校時	8:55~ 9:45	8:55~ 9:45	8:55~ 9:45	8:50~ 9:40
2校時	9:55~10:45	9:55~10:45	9:55~10:45	9:55~10:45
3校時	10:55~11:45	10:55~11:45	10:55~11:45	11:00~11:50
4校時	11:55~12:45	11:55~12:45	11:55~12:45	3校時の試験時間が 30分の場合、 11:00~11:30 11:35~11:40
昼食準備・昼食	12:45~13:10	12:45~13:10	12:45~13:10	
昼休み	13:10~13:25	13:10~13:25	13:10~13:25	
5校時	13:30~14:20	13:30~14:20	13:30~14:20	
6校時	14:30~15:20		14:30~14:55	
帰り学活	15:25~15:30	14:25~14:30	15:00~15:05	11:55~12:00
清掃	15:30~15:45	14:30~14:45	15:05~15:20	
生徒関係会議	15:50	14:50	15:30	
職員関係会議	16:00	15:00	15:35	
生徒活動終了	4月~ 9月 17:45 11月~ 1月 16:45		10月・ 3月 17:15 2月 17:00	
完全下校	4月~ 9月 18:00 11月~ 1月 17:00		10月・ 3月 17:30 2月 17:15	

【三者面談・進路面談・教科相談】

◆対話を主体とした支援活動の充実◆

生徒・保護者との相互理解や情報共有を密に行い、より高い信頼関係を築き支援につなげる。(面談活動の充実)

1 面談・教科相談の時期と内容

生活・学習・進路選択等の面で、家庭と効果的な情報共有を行うために次に記す時期と内容で面談・教科相談を設定しました。

- (1) 7月中旬(三者面談) 対象：全学年
1学期の学校生活全般に関する内容が主となります。学習面では、各教科学習に対する振り返りを行い、夏休みに入ってから継続的な学習が行えるよう、ともに考えていきます。3年生は進路に関する内容もあります。生活面では、生徒が学校・家庭・地域において健全な生活を送れるよう、確認していきます。
- (2) 11月上旬(進路予備面談) 対象：3年生
進路決定に向けての具体的な方向性についての話し合いをします。
- (3) 12月上旬(進路面談) 対象：3年生
進路決定に向けての最終的な話し合いをします。
- (4) 12月中旬(三者面談) 対象：1・2年生
2学期の学校生活全般に関する内容が主となります。学習面では、各教科学習に対する振り返りを行い、冬休みに入ってから継続的な学習が行えるよう、ともに考えていきます。
- (5) 3月中旬(三者面談) 対象：1・2年生
1年間の振り返りと次年度への学校生活全般に関する内容が主となります。学習面では、各教科学習に対する振り返りを行い、次年度への準備ができるよう、ともに考えていきます。

※上記の他に、各学期の最終日に希望者を対象とした【教科相談】を行います。

【連絡票・連絡資料の見方】

連絡票とは	学期ごとに、学校生活のようすや学習状況をお伝えする資料です。 1・2学期は「連絡資料」として三者面談における資料の形で、 学年末には「連絡票」の形で面談時にお渡します。
--------------	--

記載内容

(1) 学習状況

観点別評価	各教科の「観点」ごとに、目標の実現状況を、次のとおりに記号で表記してあります。
--------------	---

- A[○] : 十分満足できると判断されるもののうち、特に高い程度のもの
- A : 十分満足できると判断されるもの
- B : おおむね満足できると判断されるもの
- C[○] : 努力を要すると判断されるもの
- C : 一層努力を要すると判断されるもの

評 定	各観点の学習状況を数値化し、総括したものを「評定」として次のとおりに数値で表記してあります。
------------	--

- 5 : 十分満足できると判断されるもののうち、特に高い程度のもの
- 4 : 十分満足できると判断されるもの
- 3 : おおむね満足できると判断されるもの
- 2 : 努力を要すると判断されるもの
- 1 : 一層努力を要すると判断されるもの

《観点別評価》から《評定》への総括のしかた

実現率	観点別評価	観点別評価を数値化	観点別評価の数値を合計		評 定
			国語以外	国語 ^注	
十分満足	A [○]	5	18 ~ 20	22 ~ 25	5
	A	4			
おおむね満足	B	3	11 ~ 13	13 ~ 17	3
	C [○]	2			
努力を要す	C	1	4 ~ 7	5 ~ 8	1

(注：国語は5観点)

《評価・評定を出す時期と内容》

	7月	12月	3月
1学期	1学期の学習状況を評価		
2学期	1・2学期の学習状況を累積して評価		
学年末	年間通しての学習状況を累積して、総合的に評価		

総合的な学習の時間	学期ごとの総合的な学習の時間に行った主な活動の「内容」と「評価」を文章で表記してあります。
-----------	---

(主な学習内容)
(所見)

道徳科	道徳科の時間での生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を学年末に文章でお知らせします。
-----	---

道徳科では、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値（例：生命の尊重）についての理解をもとに自己を見つめ物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力・心情・実践意欲と態度を育てることを目標としています。そこで、1年間の長期間の学習を通じて変容をとらえる必要があるため、学年末にお伝えすることにしていきます。

(2) 学校生活の記録

特別活動	学期ごとの「学級活動」、「生徒会活動」、「学校行事」の記録です。（係・委員会は前・後期に改選しています。）
------	---

(学級活動)
(生徒会活動)
(学校行事)

所属や活動のない場合は空欄になります。

部活動	部活動の所属についての記録です。所属がない場合は空欄です。
-----	-------------------------------

(3) その他

出欠席の状況	月ごとの「欠席」、「遅刻」、「早退」の状況を、別にお渡しする「出欠状況確認票」を通じてお伝えします。
--------	--

ご家庭で保管を	連絡票や連絡資料の回収は行いません。生徒の学校生活の記録として、ご家庭でファイリングするなどして保管をお願いします。
---------	--

国語科

中学校国語科の目標

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる。

根岸中学校国語科の重点

様々な言語活動を設定し、豊かな語彙と伝え合う力の獲得を目指します。

各観点の目標

関心・意欲・態度	話すこと・聞くこと	書くこと	読むこと	言語に関する事項
国語で伝え合う力を進んで高めるとともに、国語に対する認識を深め、国語を尊重しようとする。	目的や場面に応じ、適切に話したり聞いたり話し合ったりして、自分の考えを豊かにしている。	相手や目的、意図に応じ、筋道を立てて適切に文章を書いて、自分の考えを豊かにしている。	目的や意図に応じ、様々な文章を読んだり読書に親しんだりして、自分の考えを豊かにしている。	伝統的な言語文化に親しんだり、言葉の特徴やきまり、漢字などについて理解し使ったりするとともに、文字を正しく整えて速く書いている。

評価資料収集計画

項目	観点	関心・意欲・態度	話す・聞く	書く	読む	言語に関する事項
提出物（ワークシートなど）		◎	○	○	◎	○
漢字小テスト		◎				○
ノートなど		◎		○		
作文		○		◎	○	
スピーチ		○	◎	○		
朗読・暗唱など		○				◎
発表・発言など		◎	○			
書写		○				◎
定期テスト		○	◎	◎	◎	◎

◎：主に収集する観点 ○：収集する観点

社会科

中学校社会科の目標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成することを目指します。

根岸中学校社会科の重点

自ら進んで学ぶ姿勢をはぐくむために、個を生かしながら課題解決的な学習の取り組みを充実させていきます。

各観点の目標

社会的事象への 関心・意欲・態度	社会的な 思考・判断・表現	資料活用の技能	社会的事象について の知識・理解
社会的事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとしている。	社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、課題の解決に向けて選択・判断したりしている。思考判断したことを説明したり、それらを基に議論したりしている。	我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けている。	我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解している。

評価資料収集計画

観点別評価	社会的事象への 関心・意欲・態度	社会的な思考・ 判断・表現	資料活用の 技能	社会的事象につ いての知識・理解
観察（発言・発表内容）	◎			
ワーク・プリント等	○		◎	○
課題学習	○	◎	◎	○
ノート	○	○	○	
定期テスト	○	◎	◎	◎
小テスト等			○	○

数学科

中学校数学の目標

数学的活動を通して、数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則についての理解を深め、数学的な表現や処理の仕方を習得し、事象を数理的に考察し表現する能力を高めるとともに、数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し、それらを活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てる。

根岸中学校数学の重点

基礎・基本を大切に、数学的な表現・処理の力、考える力を伸ばすとともに、数学を進んで活用する態度をはぐくみます。

各観点の目標

数学への 関心・意欲・態度	数学的な 見方や考え方	数学的な 技 能	数量や図形などに ついての知識・理 解
数学的な事象に関心をもつとともに、数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し、数学を活用して考えたり判断したりしようとする。	事象を数学的にとらえて論理的に考察し表現したり、その過程を振り返って考えを深めたりするなど、数学的な見方や考え方を身に付けている。	事象を数量や図形などで数学的に表現し処理する技能を身に付けている。	数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則などについて理解し、知識を身に付けている。

評価資料収集計画

観点別評価	関心・意欲・態度	見方や考え方	技 能	知識・理解
定期テスト		◎	◎	◎
授業への取組	◎	○	○	○
問題集	◎			
ノート	◎	○	○	
小テスト等		◎	◎	◎
レポート	◎	○	○	

○：収集する観点 ◎：主に収集する観点

理科

中学校理科の目標

自然の事物・現象に進んでかかわり、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う。

根岸中学校理科の重点

- ・自然の事物、現象についての学びを共に高めあうこと。
- ・目的をもって観察、実験を行い学習課題に進んで取り組むこと。
- ・科学的に探究する能力や態度を身につけ、理解を深め、総合的に活用すること。
- ・小学校、中学校を通じた指導内容の一貫性を重視すること。

各観点の目標

自然事象への 関心・意欲・態度	科学的な思考・表現	観察・実験の技能	自然事象についての 知識・理解
自然の事物・現象に進んでかかわり、それらを科学的に探求するとともに、事象を人間生活とのかかわりでみようとす。	自然の事物・現象の中に問題を見だし、目的意識をもって観察、実験などを行い、事象や結果を分析して解釈し、表現している。	観察、実験を行い、基本操作を習得するとともに、それらの過程や結果を的確に記録、整理し、自然の事物・現象を科学的に探求する技能の基礎を身に付けている。	自然の事物・現象について、基本的な概念や原理・法則を理解し、知識を身に付けている。

評価資料収集計画

観点別評価	自然の事象への 関心・意欲・態度	科学的な 思考・表現	観察実験の 技能	自然の事象への 知識・理解
中間テスト・期末テスト		◎	◎	◎
観察実験レポート	◎	◎	◎	
問題集の取り組み	◎			
小テスト				◎
課題研究	◎	○	○	
行動・発言の観察分析	◎			
授業の取り組み	◎			
発表等の言語活動	◎			

○：収集する観点 ◎：主に収集する観点

音楽科

中学校音楽科の目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

根岸中学校音楽科の重点

幅広い活動を通して、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、豊かな情操を養います。

各観点の目標

音楽への 関心・意欲・態度	音楽表現の 創意工夫	音楽表現の技能	鑑賞の能力
音楽に親しみ、音や音楽に対する関心を持ち、主体的に音楽表現や鑑賞の学習に取り組もうとする。	音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、音楽表現を工夫し、どのように表すかについて思いや意図をもっている。	創意工夫を生かした音楽表現をするための技能を身に付け、歌唱、器楽、創作で表している。	音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、解釈したり価値を考えたりして、よさや美しさを味わって聴いている。

評価資料収集計画

観点別評価		音楽への 関心・意欲・態度	音楽表現の 創意工夫	音楽表現の技能	鑑賞の能力
提出物	鑑賞プリント	◎			◎
提出物	ワークシート (計画表)	◎	◎	◎	◎
	実技発表	◎	◎	◎	
	観察法による評価	◎	◎	◎	○
	定期テスト	○	○	○	○

○：収集する観点 ◎：主に収集する観点

美術科

中学校美術科の目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的能力を伸ばし、美術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

根岸中学校美術科の重点

自他の作品や文化財を鑑賞し、感じたことを自分なりの言葉で表現し、伝える活動を取り入れた学びを展開する。また、自分の作品に対する思いを言葉にする活動を行う。

各観点の目標

美術への関心・意欲・態度	発想や構想の能力	創造的な技能	鑑賞の能力
美術の創造活動の喜びを味わい、主体的に表現や鑑賞の学習に取り組もうとする。	感性や想像力を働かせて豊かに発想し、よさや美しさなどを考え心豊かで創造的な表現の構想を練っている。	感性や造形感覚などを働かせて、表現の技能を身につけ、意図に応じて表現方法などを創意工夫し創造的に表している。	感性や想像力を働かせて、美術作品などからよさや美しさなどを感ぜ取り味わったり、美術文化を理解したりしている。

評価資料収集計画

観点別評価	美術への関心・意欲・態度	発想や構想の能力	創造的な技能	鑑賞の能力
アイデアスケッチ	○	◎	○	
大きな完成作品	○	◎	◎	
テスト	○	○	○	◎
クロッキー帳 プリント類 鑑賞レポート等	○	○	○	◎

○：収集する観点 ◎：主に収集する観点

- アイデアスケッチは、各学年とも大きな作品を造るときに、下描きとして取り組むもので、関心や技能よりも、発想に重きをおいています。簡単なスケッチなどの小品もこの中に含まれます。
- 大きな完成作品は、学年によってさまざまなものを造ります。
 - 1年：スケッチ・色の学習・レタリング・絵文字・木彫
 - 2年：立体造形（粘土）・表紙デザイン・自画像
 - 3年：自画像（完成）・塑像（陶芸）・点描
- クロッキー帳は板書事項やプリントをまとめたりするものです。その他、作品や授業の反省をまとめたプリント、鑑賞レポート等の提出があります。

保健体育科

中学校保健体育の目標

心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

根岸中学校保健体育の重点

運動の基礎・基本の定着を第一とし、運動に親しむ習慣を大切にし、自らが課題を見つけ、解決に向けて努力していく学習を進めます。

運動についての自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。

各観点の目標

運動や健康・安全への関心・意欲・態度	運動や健康・安全についての思考・判断	運動の技能	運動や健康・安全についての知識・理解
運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、運動の合理的な実践に積極的に取り組もうとする。また、個人生活における健康・安全について関心をもち、意欲的に学習に取り組もうとする。	生涯にわたって運動に親しむことを目指して、学習課題に応じた運動の取り組み方や健康の保持及び体力を高めるための運動の組み合わせ方を工夫している。また個人生活における健康・安全について、課題の解決を目指して考え、判断し、それらを表している。	運動の合理的な実践を通して、運動の特性に応じた基本的な技能を身に付けている。	運動の合理的な実践に関する具体的な事項及び生涯にわたって運動に親しむための理論について理解している。また、個人生活における健康・安全について、課題の解決に役立つ基礎的な事項を理解している。

評価資料収集計画

観点別評価	関心・意欲・態度	思考・判断	運動の技能	知識・理解
授業への出欠席・見学等	◎	○		
授業態度	◎	○	○	○
学習カード	○	◎		○
運動の工夫や友へのアドバイス	○	◎	○	○
運動の技能	○	○	◎	○
運動の知識	○	○	○	◎
保健の知識	○	○		◎

○：収集する観点 ◎：主に収集する観点

技術・家庭科

中学校技術・家庭科の目標

生活に必要な基礎的な知識と技術の習得を通して、生活と技術とのかかわりについての理解を深め進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。

根岸中学校技術・家庭科の重点

実践的・体験的な学習を通して、生活を工夫し創造できる態度を育成します。

各観点の目標

生活や技術への 関心・意欲・態度	生活を工夫し 創造する能力	生活の技能	生活や技術についての 知識・理解
生活や技術について関心を持ち、生活を充実向上するために進んで実践しようとする。	生活について見直し、課題を見つけ、その解決を目指して自分なりに工夫し創造する。	生活に必要な基礎的な技術を身につけている。	生活や技術に関する基礎的な事項や生活と技術とのかかわりについて理解し、知識を身につけている。

評価資料収集計画

観点別評価	生活や技術への 関心・意欲・態度	生活を工夫し 創造する能力	生活の技能	生活や技術についての 知識・理解
定期テスト		○	○	◎
技術分野 実習と作品	○	○	◎	
家庭分野 実習と作品	○	○	◎	
課題・提出物	○	○	○	○
グループワーク・ 発表等の言語活動	◎	○		

○：収集する観点 ◎：主に収集する観点

英語科

中学校英語科の目標

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーションの能力の基礎を養う。

根岸中学校英語科の重点

場に応じて、相手とよりよい関係を築くためのコミュニケーション力の向上を図ります。

各観点の目標

コミュニケーションへの 関心・意欲・態度	外国語表現の能力	外国語理解の能力	言語や文化について の知識・理解
外国語によるコミュニケーションに関心を持ち、積極的にコミュニケーションを図ろうとしている。	外国語で話したり書いたりして、自分の考えなどを表現している。	外国語を聞いたり読んだりして、話し手や書き手の意向などを理解している。	外国語の学習を通して、言語やその運用についての知識を身に付けるとともに、その背景にある文化などを理解している。

評価資料収集計画

観点別評価	コミュニケーションへの関心・意欲・態度	表現 (書く・話す)	理解 (読む・聞く)	言語や文化についての知識・理解
授業中のアクティビティ	◎	○	○	○
提出物	◎	○	○	○
定期テスト		◎	◎	◎
単元テスト (書く)		◎		◎
パフォーマンステスト (書く・話す)		◎		
リスニングテスト (聞く)			◎	

○：収集する観点 ◎：主に収集する観点

個別支援学級（5・6・7組）学級経営方針 等

1 指導目標（成長過程の目標）

共生 互いの違いを理解し、お互いを大切にする姿勢を身につける。

互いを生かし、協力し、高め合う楽しさを学び、感謝の気持ちを表現する姿勢を身につける。

自立 自己の課題を解決する喜びや達成感を大切にし、粘り強く、繰り返し学ぶ姿勢を身につける。

創造 様々な体験から、よりよく生きていくための知識と行動を身につける。

自分の力を発揮して、他の人々や社会に貢献しようとする姿勢を身につける。

2 指導の重点

(1) 基本的生活習慣や礼儀作法を身につける中で、自立への基礎を育てる。

(2) 自分の力でやり遂げようとする根気強さを養い、達成感を体験する中で自己実現をはかる。

(3) 自己選択・自己決定による学習の場をひろげ、より質の高い生活を目指す。

(4) 相手の立場や気持ちを大切にする心を養う。

(5) 特別活動等を通じ、集団への参加方法や態度、社会のきまりの理解、生活行動能力の向上等社会性の伸長をはかる。

3 指導の方針

(1) 指導目標や指導の重点を達成するために、個人指導に重点を置き、的確に評価する。

(2) 行事や学校生活等具体的な体験を通じて学級の一員として自覚を持たせ、集団生活の尊さ、必要さを学ばせ、より良い社会人としての素養を培うよう指導していく。

(3) 学習実践の場として、校外や交流活動等を通じ、生活体験を広げ、実生活に即した「生きた学習」ができるよう指導していく。

(4) 縫製、栽培、調理等の作業的学習を取り入れ、働くことの意義、喜びを理解させ、自立への意欲を持たせるように指導していく。

(5) 保護者との連携を深め、全職員の理解と協力のもとに、指導を進める。

4 学級の構成および在籍生徒数

1年生 男子2名 女子0名

2年生 男子5名 女子4名

3年生 男子4名 女子1名

計16名

5 個別支援学級（5・6・7組）教科等の担当者

国語（4）岩田・友井・樋口・高橋・佐藤（諒）

社会（1）平山・井内・岩田

数学（3）友井・樋口・高橋

理科（1）藤田・櫻井・岩田・高橋

音楽（2）垣内・岩田

美術（2）鈴木・岩田・高橋・垣内

保体（3）高橋・岩田・友井

職業（1）岩田・友井・垣内

家庭（1）友井・樋口・岩田

英語（2）樋口・友井・AET

作業（2）岩田・樋口・高橋・鈴木

自立（3）樋口・高橋

校舎平面図

令和2年度 横浜市立根岸中学校

